参考資料１

「地震対策行動計画」の進捗管理と見直しについて

■ 行動計画と委員会の位置付け

南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例（H24.12.21施行）

第１０条　　県は、震災対策を総合的かつ計画的に推進するため、県が実施する震災対策に関する**施策をとりまとめた計画を作成**するとともに、当該施策の進捗状況を管理するものとする。

⇩

地震対策行動計画
（計画期間：H18～R4年度　集中取組期間：H23～27年度、後期計画：H28～R4年度、（計画$^{+}$（プラス）：R3～R4年度）

毎年度、各施策の進捗状況を検証し、必要な場合、計画の見直しを行います。また、検証・見直しにあたっては、**外部の有識者からなる「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画推進委員会」を設置**し、委員からの意見や提言を適切に反映します。

■　行動計画等の経緯

平成１８年　３月
「徳島県地震防災対策行動計画」策定
１６７事業
基本理念：南海地震発生時の死者ゼロを目指す
計画期間：前期（H18～H22)、後期(H23～H27)

平成２０年１０月
「徳島県地震防災対策行動計画」見直し
１９０事業（新規２３事業）
見直しの視点：新潟中越沖地震等、最近の災害事例の教訓等

平成２２年１２月
「徳島県地震防災対策行動計画検討委員会」設置
前期計画の成果を踏まえた計画の見直しを行うことを目的に設置

平成２３年　３月
東日本大震災

平成２４年　３月
「徳島県三連動・活断層地震対策行動計画」策定
３５２事業

平成２４年１２月
「徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」施行

平成２５年１０月
「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」に改定
３８３事業
見直しの視点：震災に強い社会づくり条例施行、県被害想定（一次）公表等

平成２６年　７月
「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」を改定
３９５事業
見直しの視点：南海トラフ地震対策特別措置法、県被害想定（二次）公表等

平成２８年　２月
「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」（後期計画）を策定
平成27年3月に策定された徳島県国土強靭化地域計画の部門計画に位置づけ
平成23年度から平成27年度までの集中取り組み期間終了に伴い後期計画を策定
３５４事業

平成２９年　３月
「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」（後期計画）を見直し
３６４事業
見直しの視点：熊本地震や鳥取県中部地震を踏まえて見直し

平成３０年　３月
「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」（後期計画）を見直し
３７０事業
見直しの視点：中央構造線・活断層地震での被害想定の公表等を踏まえ見直し

令和　元年１１月
「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」（後期計画）を見直し
３７３事業
見直しの視点：「南海トラフ地震に関連する情報」(臨時)の発表等を踏まえ見直し

令和　２年　７月
「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」（後期計画）を見直し
３８０事業
見直しの視点：「新型コロナウイルス感染症対策」等を踏まえ見直し

令和　３年　３月
「徳島県南海トラフ・活断層地震対策行動計画」（計画$^{+}$（プラス））を策定
「複合災害」への備えやＤＸ(デジタル・トランスフォーメーション)の推進等の新たな課題に対応するため、計画$^{+}$（プラス）として後期計画を２年延長
４１９事業